

○熊本県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例

(平成 24 年 12 月 25 日条例第 79 号)

改正 平成 25 年 3 月 28 日条例第 18 号平成 26 年 3 月 24 日条例第 22 号

平成 27 年 3 月 20 日条例第 11 号

目次

第 1 章 総則(第 1 条―第 3 条)

第 2 章 設備及び運営に関する基準(第 4 条―第 46 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 84 条第 1 項の規定に基づき、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

[[障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律\(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。\)](#) 第 84 条第 1 項]

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

[法]

2 前項の規定によるもののほか、この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。
- (2) 常勤換算方法 障害者支援施設の従業員の勤務延べ時間数の総数を当該障害者支援施設において常勤の従業員が勤務すべき時間数で除することにより、当該障害者支援施設の従業員の員数を常勤の従業員の員数に換算する方法をいう。
- (3) 昼間実施サービス 障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。

(障害者支援施設の一般原則)

第 3 条 障害者支援施設は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、個別支援計画に基づき当該利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより当該利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った施設障害福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

- 3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、利用者に対する虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第2章 設備及び運営に関する基準

(構造設備)

第4条 障害者支援施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等利用者の保健衛生に関する事項及び防災に関する事項について十分考慮されたものでなければならない。

- 2 障害者支援施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。）でなければならない。

[[建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2](#)] [[同条第9号の3](#)]

- 3 前項の規定にかかわらず、知事が火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての障害者支援施設の建物であって火災に係る利用者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

- (1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等としての難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。
- (2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能であること。
- (3) 避難口の増設、利用者の搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により円滑な避難が可能で構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により火災の際の円滑な避難が可能であること。

(施設長の資格要件)

第5条 障害者支援施設の長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業（同法第2条第1項に規定する社会福祉事業という。）に2年以上従事した者又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

[[社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号](#)] [[同法第2条第1項](#)]

(運営規程)

第6条 障害者支援施設は、次に掲げる事項に関する規程を定めなければならない。

- (1) 障害者支援施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する施設障害福祉サービスの種類
- (3) 従業者の職種、員数及び職務の内容

- (4) 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間
- (5) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員
- (6) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (7) 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) 苦情解決の手續に関する事項
- (14) その他障害者支援施設の運営に関する重要事項
(非常災害対策)

第7条 障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に対処するために必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、これらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 障害者支援施設は、非常災害時に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

3 障害者支援施設は、非常災害時には、被災した高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の受入れに努めなければならない。

(記録の整備)

第8条 障害者支援施設は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を備え置かなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を、当該利用者の施設障害福祉サービス計画(第19条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画をいう。)とともに、当該施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

[第19条第1項]

(1) 第41条第2項に規定する身体的拘束等の記録

[第41条第2項]

(2) 第43条第2項に規定する苦情の内容等の記録

[第43条第2項]

(3) 第45条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった措置についての記録

[第45条第2項]

(規模)

第9条 障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める員数を利用させることができる規模を有しなければならない。

- (1) 生活介護、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行省令」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）、自立訓練（生活訓練）（同条第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）、就労移行支援及び就労継続支援B型（施行省令第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）

20以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設（次条第4項に規定する認定障害者支援施設を除く。次項において同じ。）にあっては、10人以上）

[障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行省令」という。）第6条の6第1号] [同条第2号] [施行省令第6条の10第2号]

- (2) 施設入所支援 30以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、10以上）

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、その利用定員を、当該各号に定める員数としなければならない。ただし、当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスの利用定員の合計が20以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、12以上）でなければならないものとする。

- (1) 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援 6以上
- (2) 就労継続支援B型 10以上
- (3) 施設入所支援 30以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、10以上）

（設備の基準）

第10条 障害者支援施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該障害者支援施設の効果的な運営を期待することができ、かつ、利用者の支援に支障がない場合は、当該各号に掲げる設備のいずれかを設けないことができる。

- (1) 訓練・作業室
- (2) 居室
- (3) 食堂
- (4) 浴室
- (5) 洗面所
- (6) 便所
- (7) 相談室

(8) 多目的室

(9) その他運営上必要な設備

2 前項第1号から第7号までに掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 訓練・作業室 次に掲げる基準に適合すること。

ア 専ら当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ウ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

(2) 居室 次に掲げる基準に適合すること。

ア 一の居室の定員は、4人以下とすること。

イ 地階に設けないこと。

ウ 利用者1人当たりの床面積(収納設備等に係る床面積を除く。)は、9.9平方メートル以上とすること。

エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

カ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

キ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

(3) 食堂 次に掲げる基準に適合すること。

ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。

イ 必要な備品を備えること。

(4) 浴室 利用者の特性に応じたものとすること。

(5) 洗面所 次に掲げる基準に適合すること。

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 利用者の特性に応じたものであること。

(6) 便所 次に掲げる基準に適合すること。

ア 居室のある階ごとに設けること。

イ 利用者の特性に応じたものであること。

(7) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

3 前2項に規定するもののほか、障害者支援施設の設備の基準は、次に定めるところによる。

(1) 廊下の幅は、1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。

(2) 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにすること。

- 4 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省、厚生省令第2号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師の養成施設として認定されている障害者支援施設（以下「認定障害者支援施設」という。）が就労移行支援を行う場合は、前3項に規定する設備のほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設として必要とされる設備を設けなければならない。

[あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第2号）]

- 5 第1項第7号の相談室及び同項第8号の多目的室については、利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で同一の場所とすることができる。

（従業者の配置の基準）

第11条 障害者支援施設には、施設長を1人配置しなければならない。

- 2 前項の施設長のほか、生活介護を行う障害者支援施設に配置しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるところとする。

- (1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- (2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次のア及びイに掲げる数を合計した数以上

ア 次の(ア)から(ウ)までに掲げる平均障害支援区分（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号。以下「基準省令」という。）第11条第1項第2号イ(2)(一)(イ)の規定により厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ(ア)から(ウ)までに定める員数

[障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号。以下「基準省令」という。）第11条第1項第2号]

- (ア) 4未満 利用者（基準省令第11条第1項第2号イ(2)(一)(イ)(i)に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。(イ)及び(ウ)において同じ。）の数を6で除して得た数以上

(イ) 4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数以上

(ウ) 5以上 利用者の数を3で除して得た数以上

イ ア(ア)に規定する厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除して得た数

- (3) 看護職員 生活介護の単位ごとに、1以上
- (4) 理学療法士又は作業療法士 利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数
- (5) 生活支援員 生活介護の単位ごとに、1以上

- (6) サービス管理責任者（基準省令第11条第1項第2号イ（3）に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。） 次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数

[基準省令第11条第1項第2号]

- ア 60以下 1以上
- イ 61以上 利用者の数から60を控除して得た数を40で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た数以上
- 3 前項第2号から第5号まで生活介護の単位は、生活介護であってその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の生活介護の単位を配置する場合の生活介護の単位の利用定員は20人以上とする。
- 4 第2項第4号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として配置することができる。
- 5 第2項第5号の生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第2項第6号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 7 第1項の施設長のほか、自立訓練（機能訓練）を行う場合に障害者支援施設に配置しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上
- (2) 看護職員 1以上
- (3) 理学療法士又は作業療法士 1以上
- (4) 生活支援員 1以上
- (5) サービス管理責任者 次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数
- ア 60以下 1以上
- イ 61以上 利用者の数から60を控除して得た数を40で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た数以上
- 8 障害者支援施設が、障害者支援施設における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問して行う自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、第1項の施設長及び前項各号に掲げる従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上配置するものとする。
- 9 第7項第2号の看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

- 10 第7項第3号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として配置することができる。
- 11 第7項第4号の生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 12 第7項第5号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 13 第1項の施設長のほか、自立訓練（生活訓練）を行う障害者支援施設に配置しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上
 - (2) サービス管理責任者 次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数
 - ア 60以下 1以上
 - イ 61以上 利用者の数から60を控除して得た数を40で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た数以上
- 14 健康上の管理等の必要がある利用者があるために看護職員を配置している場合には、前項第1号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ1以上とする。
- 15 障害者支援施設が、障害者支援施設における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問して行う自立訓練（生活訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合は、第1項の施設長、第13項各号に掲げる従業者、前項の生活支援員及び看護職員に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1人以上配置するものとする。
- 16 第13項第1号の生活支援員又は第14項の生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 17 第13項第2号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 18 第1項の施設長のほか、就労移行支援を行う障害者支援施設に配置しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 職業指導員及び生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を6で除して得た数以上
 - (2) 職業指導員 1以上
 - (3) 生活支援員 1以上
 - (4) 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を15で除して得た数以上
 - (5) サービス管理責任者 次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数
 - ア 60以下 1以上

- イ 61以上 利用者の数から60を控除して得た数を40で除して得た数(その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。)に1を加えて得た数以上
- 19 前項第2号の職業指導員又は同項第3号の生活支援員のうちいずれか1人は、常勤でなければならない。
- 20 第18項第4号の就労支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 21 第18項第5号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 22 第18項の規定にかかわらず、就労移行支援を行う認定障害者支援施設に配置しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 職業指導員及び生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上
 - (2) 職業指導員 1以上
 - (3) 生活支援員 1以上
 - (4) サービス管理責任者 次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数
- ア 60以下 1以上
- イ 61以上 利用者の数から60を控除して得た数を40で除して得た数(その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。)に1を加えて得た数以上
- 23 前項第2号の職業指導員又は同項第3号の生活支援員のうちいずれか1人は、常勤でなければならない。
- 24 第22項第4号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。
- 25 第1項の施設長のほか、就労継続支援B型を行う障害者支援施設に配置しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- (1) 職業指導員及び生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を10で除して得た数以上
 - (2) 職業指導員 1以上
 - (3) 生活支援員 1以上
 - (4) サービス管理責任者 次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数
- ア 60以下 1以上
- イ 61以上 利用者の数から60を控除して得た数を40で除して得た数(その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。)に1を加えて得た数以上
- 26 前項第2号の職業指導員又は同項第3号の生活支援員のうちいずれか1人以上は、常勤でなければならない。
- 27 第25項第4号のサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。

28 第1項の施設長のほか、施設入所支援を行う障害者支援施設に配置しなければならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、次のア又はイに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める員数

ア 60以下 1以上

イ 61以上 利用者の数から60を控除して得た数を40で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た数以上

(2) サービス管理責任者 当該障害者支援施設が昼間実施サービスを行うために配置しなければならないサービス管理責任者の数

29 前項第1号の規定にかかわらず、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援B型を受ける利用者又は基準省令第11条第1項第7号イ（1）に規定する厚生労働大臣が定める者に対してのみその提供が行われる単位にあつては、宿直勤務を行う生活支援員を1人以上配置するものとする。

[基準省令第11条第1項第7号]

30 第28項第2号のサービス管理責任者は、障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。

31 第28項の施設入所支援の単位は、施設入所支援であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の施設入所支援の単位を置く場合の施設入所支援の単位の利用定員は30人以上とする。

32 第2項、第7項、第13項、第18項、第22項、第25項及び第28項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

33 第1項の施設長は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該障害者支援施設の他の業務に従事し、又は当該障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事することができる。

34 第2項各号、第4項、第7項各号、第8項、第10項、第13項各号、第14項、第15項、第18項各号、第22項各号、第25項各号、第28項各号及び第29項に掲げる従業者は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の配置の基準）

第12条 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、前条第5項、第9項、第11項、第16項、第19項、第20項及び第26項の規定にかかわらず、当該障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に

配置しなければならない従業者（施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

- 2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設に配置しなければならないサービス管理責任者の員数は、前条第2項第6号、第6項、第7項第5号、第12項、第13項第2号、第17項、第18項第5号、第21項、第22項第4号、第24項、第25項第4号及び第27項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち基準省令第12条第2項に規定する厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計数の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとし、この規定により配置しなければならないものとされるサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

[基準省令第12条第2項]

- (1) 60以下 1以上
- (2) 61以上 利用者の数の合計数から60を控除して得た数を40で除して得た数（その数に1に満たない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）に1を加えて得た数以上
（従たる事業所を設置する場合における特例）

第13条 障害者支援施設は、障害者支援施設における主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

- 2 従たる事業所は、6人以上の員数を利用させることができる規模を有しなければならない。
- 3 従たる事業所を設置する場合は、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。
（サービス提供困難時の対応）

第14条 障害者支援施設は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域（当該障害者支援施設が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難である場合は、適当な他の障害者支援施設等の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

- 2 障害者支援施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
（心身の状況等の把握）

第 15 条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(障害福祉サービス事業者等との連携等)

第 16 条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域及び利用者の家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、他の障害者支援施設、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供の終了に当たっては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(障害者支援施設が利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第 17 条 障害者支援施設が、施設障害福祉サービスを提供する利用者に対して支払を求めることができる金銭は、当該金銭の用途が直接利用者の便益を増進させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求めるときは、当該金銭の用途及び額並びに利用者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該利用者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第 18 条 障害者支援施設は、次条第 1 項に規定する施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、当該利用者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 障害者支援施設の従業者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し支援上必要な事項について理解しやすいよう、説明を行わなければならない。

3 障害者支援施設は、自らその提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその施設障害福祉サービスの質の改善を図らなければならない。

4 障害者支援施設は、前項の評価の結果を公表するよう努めなければならない。

5 障害者支援施設は、その提供する施設障害福祉サービスの質について定期的に外部の者による評価を受け、その結果を公表し、常にその施設障害福祉サービスの質の改善を図るよう努めなければならない。

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第 19 条 施設長は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者の置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて当該利用者の希望

する生活及び課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

- 3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、面接の趣旨を当該利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。
- 5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、第4項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。
- 7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成したときは、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- 8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下この条において「モニタリング」という。）を行うとともに、6月に1回以上、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、当該施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。
- 9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等と連絡を継続的に行わなければならない。この場合において、特段の事情のない限り、次に掲げるところにより行わなければならない。
 - (1) 定期的に利用者に面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

（サービス管理責任者の責務）

第 20 条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用申込者の利用に際し、当該利用申込者が現に利用している障害福祉サービス事業を行う者等に対する照会等により、当該利用申込者の心身の状況、当該障害者支援施設以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- (2) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、当該利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。
- (3) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。
(相談等)

第 21 条 障害者支援施設は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、それらに対する必要な助言その他の援助を行わなければならない。

- 2 障害者支援施設は、利用者が、当該障害者支援施設以外において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型（施行省令第 6 条の 10 第 1 号に規定する就労継続支援 A 型をいう。以下同じ。）又は就労継続支援 B 型の利用を希望する場合には、他のサービス事業所等との利用調整等必要な支援を実施しなければならない。

[施行省令第 6 条の 10 第 1 号]

(介護)

第 22 条 施設障害福祉サービスにおける介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 障害者支援施設は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 3 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。
- 5 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え及び整容その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。
- 6 障害者支援施設は、常時 1 人以上の従業者を介護に従事させなければならない。
- 7 障害者支援施設は、利用者、その負担により当該障害者支援施設の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(訓練)

第 23 条 障害者支援施設は、利用者の心身の状況に応じて当該利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

2 障害者支援施設は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の有する能力を活用することにより自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3 障害者支援施設は、常時 1 人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。

4 障害者支援施設は、利用者に、その負担により当該障害者支援施設の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。

（生産活動）

第 24 条 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する利用者の作業時間、作業量等が利用者に過重な負担とならないよう配慮しなければならない。

3 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動を安全に行うために、防塵（じん）設備又は消火設備の設置等その他の必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（工賃の支払等）

第 25 条 障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している利用者に対し、当該生活介護又は就労移行支援ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する額の工賃を支払わなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる 1 月当たりの工賃の平均額（第 4 項において「工賃の平均額」という。）を 3,000 円を下回るものとしてはならない。

3 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、県に報告しなければならない。

（実習の実施）

第 26 条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援 B 型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

3 障害者支援施設は、前 2 項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 27 条第 2 項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

〔障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 27 条第 2 項〕

（求職活動の支援等の実施）

第 27 条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援 B 型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

3 障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援 B 型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための支援の実施）

第 28 条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から 6 月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援 B 型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から 6 月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

（就職状況の報告）

第 29 条 障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援 B 型の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者数その他の就職に関する状況を県に報告しなければならない。

（食事）

第 30 条 障害者支援施設（施設入所支援を提供する場合に限る。）は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んではならない。

2 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供に当たり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

- 3 障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好(し)好を考慮して適切な時間に食事の提供を行うとともに、当該利用者の年齢及び障害の特性に応じた適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。
- 5 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。
- 6 障害者支援施設は、県内で生産された農林水産物及びこれらを県内で加工したものが使用された食事を提供するよう努めなければならない。
- 7 障害者支援施設は、地域の特色を生かした食事の提供その他の食育を推進する取組を行うよう努めなければならない。
(社会生活上の便宜の供与等)

第 31 条 障害者支援施設は、適宜、利用者のためのレクリエーションを行うよう努めなければならない。

- 2 障害者支援施設は、利用者が日常生活を営むために必要な行政機関等に対して行う手続について、当該利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て代わって行わなければならない。
- 3 障害者支援施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
(健康管理)

第 32 条 障害者支援施設は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

- 2 障害者支援施設は、施設入所支援の利用者に対して、毎年 2 回以上定期的に健康診断を行わなければならない。
(緊急時等の対応)

第 33 条 従業者は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他診療が必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
(施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い)

第 34 条 障害者支援施設は、施設入所支援の利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合において、入院後おおむね 3 月以内に退院することが見込まれるときは、当該利用者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該障害者支援施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしなければならない。
(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第 35 条 障害者支援施設は、当該障害者支援施設の設置者が給付金（基準省令第 33 条の 2 に規定する利用者に係る厚生労働大臣が定める給付金をいう。以下この条において同じ。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

[基準省令第 33 条の 2]

- (1) 当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「利用者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- (2) 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
- (4) 当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者取得させること。

（施設長の責務）

第 36 条 施設長は、障害者支援施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

- 2 施設長は、当該障害者支援施設の従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

（勤務体制の確保等）

第 37 条 障害者支援施設は、利用者に対し適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、従業者の勤務体制を定めなければならない。

- 2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該障害者支援施設の従業者によって施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 障害者支援施設は、従業者がその資質の向上のために必要な研修を受ける機会を確保しなければならない。

（定員の遵守）

第 38 条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（衛生管理等）

第 39 条 障害者支援施設は、利用者の使用する設備又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

- 2 障害者支援施設は、当該障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（協力医療機関等）

第 40 条 障害者支援施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該障害者支援施設との間で、利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている医療機関をいう。）を定めなければならない。

2 障害者支援施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該障害者支援施設との間で、利用者が歯科治療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めるよう努めなければならない。

（身体的拘束等の禁止）

第 41 条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他当該利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 障害者支援施設は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

（秘密保持等）

第 42 条 障害者支援施設の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 障害者支援施設は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第 43 条 障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。この場合において、当該市町村から求めがあった場合には、当該改善の内容を市町村に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第 44 条 障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民と連携し、又はその自発的な活動等に協力する等地域との交流に努めなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者が地域住民と交流できる機会を確保するよう努めなければならない。

（事故発生時の対応）

第 45 条 障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった措置について記録しなければならない。

3 障害者支援施設は、利用者に提供した施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償しなければならない。

(暴力団員等の排除)

第 46 条 障害者支援施設は、その運営について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者(次項において「暴力団員等」という。)から支配を受けてはならない。

2 前項の規定の趣旨に照らし、障害者支援施設は、暴力団員等を施設長としてはならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(多目的室の経過措置)

2 平成 18 年 10 月 1 日前から存する法附則第 41 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第 35 条の規定による改正前の身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号。以下「旧身体障害者福祉法」という。)第 29 条に規定する身体障害者更生施設(以下「身体障害者更生施設」という。)、旧身体障害者福祉法第 30 条に規定する身体障害者療護施設(以下「身体障害者療護施設」という。)若しくは旧身体障害者福祉法第 31 条に規定する身体障害者授産施設(障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令(平成 18 年厚生労働省令第 169 号。以下「整備省令」という。)による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準(平成 15 年厚生労働省令第 21 号。以下「旧身体障害者更生援護施設最低基準」という。)第 50 条第 1 号に規定する身体障害者入所授産施設に限る。以下「身体障害者授産施設」という。)、法附則第 58 条第 1 項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第 52 条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号。以下「旧知的障害者福祉法」という。)第 21 条の 6 に規定する知的障害者更生施設(整備省令による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成 15 年厚生労働省令第 22 号。以下「旧知的障害者援護施設最低基準」という。)第 22 条第 1 号に規定する知的障害者入所更生施設に限る。以下「知的障害者更生施設」という。)、旧知的障害者福祉法第 21 条の 7 に規定する知的障害者授産施設(旧知的障害者援護施設最低基準第 46 条第 1 号に規定する知的障害者入所授産施設に限る。以下「知的障害者授産施設」という。)若しくは旧知的障害者福祉法第 21 条の 8 に規定する知的障害者通勤寮(以下「知的障害者通勤寮」とい

う。)又は法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第46条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「旧精神保健福祉法」という。)第50条の2第1項第1号に規定する精神障害者生活訓練施設(以下「精神障害者生活訓練施設」という。)若しくは同項第2号に規定する精神障害者授産施設(整備省令による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第87号)第23条第1号に規定する精神障害者通所授産施設及び同条第2号に規定する精神障害者小規模通所授産施設を除く。以下「精神障害者授産施設」という。)において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物(これらの施設のうち、同日前において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。)については、第10条第1項第8号の規定は、当分の間、適用しない。

(居室の定員の経過措置)

- 3 平成18年10月1日前から存する知的障害者更生施設、知的障害者授産施設又は知的障害者通勤寮において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物(同日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。)について第10条第2項の規定を適用する場合には、同項第2号ア中「4人」とあるのは、「原則として4人」とする。
(居室面積の経過措置)
- 4 平成18年10月1日前から存する身体障害者更生施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設又は知的障害者通勤寮において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について第10条第2項の規定を適用する場合には、同項第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「6.6平方メートル」とする。
- 5 平成18年10月1日前から存する精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について第10条第2項の規定を適用する場合には、同項第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「4.4平方メートル」とする。
- 6 平成18年10月1日前から存する身体障害者更生施設若しくは身体障害者授産施設であつて旧身体障害者更生援護施設最低基準附則第2条若しくは第4条の規定の適用を受けているもの又は知的障害者更生施設、知的障害者授産施設若しくは知的障害者通勤寮であつて旧知的障害者援護施設最低基準附則第2条から第4条までの規定の適用を受けているものにおいて施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について第10条第2項の規定を適用する場合には、同項第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。
- 7 平成18年10月1日前から存する身体障害者療護施設であつて旧身体障害者更生援護施設最低基準附則第3条の規定の適用を受けるものが施設障害福祉サービスを提供する場合に

おけるこの施設の建物について第10条第2項の規定を適用する場合には、同項第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「6.6平方メートル」とする。

(ブザー又はこれに代わる設備の経過措置)

- 8 平成18年10月1日前から存する身体障害者更生施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第10条第2項第2号キの規定は、当分の間、適用しない。

(廊下幅の経過措置)

- 9 平成18年10月1日前から存する知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について第10条第3項の規定を適用する場合には、同条第3項第1号中「1.5メートル」とあるのは、「1.35メートル」とする。
- 10 平成18年10月1日前から存する知的障害者通勤寮、精神障害者生活訓練施設又は精神障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第10条第3項の規定は、当分の間、適用しない。
- 11 平成18年10月1日前から存する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設が施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、第10条第3項第2号の規定は、当分の間、適用しない。

附 則(平成25年3月28日条例第18号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条中熊本県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第9条の2第2号の改正規定(「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。)及び第5条中障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例第8条第2号の改正規定(「同条第17項」を「同条第16項」に、「同条第12項」を「同条第11項」に、「同条第10項に規定する共同生活介護若しくは同条第16項」を「同条第15項」に改める部分に限る。)は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月24日条例第22号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月20日条例第11号)

この条例は、平成27年6月1日から施行する。